農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項に規定する「親法人等」を「前項第三号に規定する「親法人等」に、「第一条の十一第三項」を「第一条の十第一項第一号ロ」に、「以下この条及び第二十五条において」を「第五十七条の二及び第五十七条の四十を除き、以下」に改め、「財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項及び第二十五条第一項において「」を削り、「」という」を「（令第一条の十第二項第一号に規定する意思決定機関をいう。以下同じ」に改め、「掲げるもの」の下に「（財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）」を、「子法人等」とは、」の下に「同項第三号に規定する」を加え、「子法人等又は」を「その子法人等又は当該親法人等の」に、「、その」を「、当該」に改める。

第十三条中「第三十五条第二項第十五号の二及び第五十二条」を「以下この条及び第五十二条第一項」に、「同じ。）又は」を「この条及び第三十五条第二項第十四号において同じ。）又は」に、「同条第十九項」を「投資信託法第二条第二十一項」に、「同じ。）が」を「この条及び同号において同じ。）が」に、「同条第三項」を「投資信託法第二条第三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改める。

第十五条の三の次に次の三条を加える。

（当該同一人自身を合算子法人等とする法人等に準ずる者）

第十五条の四　令第一条の十第一項第一号ロの主務省令で定める者は、会社である同一人自身（同項に規定する同一人自身をいう。）又は当該同一人自身を合算子法人等（同条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この条において同じ。）とする法人等（当該同一人自身又は当該法人等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。次条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。次条第一項第一号及び第十五条の六第一号において同じ。）に該当する場合に限る。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次条第一項第一号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する親会社をいい、当該同一人自身を合算子法人等とする法人等を除く。）とする。

（意思決定機関を支配する法人等及び合算関連法人等）

第十五条の五　令第一条の十第二項第一号の他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　連結財務諸表提出会社（財務諸表等規則第一条の三に規定する外国会社、連結財務諸表規則第九十三条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する指定国際会計基準に従うもの及び連結財務諸表規則第九十五条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によるものを除く。）　親会社（財務諸表等規則第八条第三項に規定する親会社をいい、連結財務諸表提出会社に該当する者に限り、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）

二　前号に掲げる法人等以外の法人等　同号に定める者に類する者

2　令第一条の十第三項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める者（受信合算対象者（同条第一項に規定する受信合算対象者をいう。）にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。）とする。

一　前項第一号に掲げる法人等　受信者連結基準法人等（令第一条の十第二項第一号に規定する受信者連結基準法人等をいう。）の関連会社（連結財務諸表規則第二条第七号に規定する関連会社をいう。）

二　前号に掲げる法人等以外の法人等　同号に定める者に類する者

（受信者連結基準法人等）

第十五条の六　令第一条の十第二項第一号の連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人等とする。

一　連結財務諸表提出会社

二　法第五十四条の二第二項の規定その他これに類する他の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前号に掲げる者を除く。）

三　金融商品取引法又は前号の法令の規定に相当する外国の法令の規定により連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる者（前二号に掲げる者を除く。）

第十六条第一項中「第一条の十第五項第一号」を「第一条の十第七項第一号」に、「貸出金勘定（これに類するものを含む。）」を「次に掲げる勘定」に改め、同項に次の各号を加える。

一　コールローン勘定

二　買現先勘定

三　貸出金勘定

第十六条第二項中「第一条の十第五項第二号」を「第一条の十第七項第二号」に改め、「計上されるもの」の下に「並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるもの」を加え、同条第三項中「第一条の十第五項第三号」を「第一条の十第七項第三号」に、「及び外部出資勘定の株式又は出資（外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む。）として」を「のうち株式勘定及び外国証券勘定並びに外部出資勘定に」に改め、「計上されるもの」の下に「（外国証券勘定にあっては、外国法人の発行する証券に表示される権利で株式又は出資の性質を有するもの（次項第七号において「外国法人の発行する株式等」という。）として計上されるものに限る。）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　令第一条の十第七項第四号の主務省令で定めるものは、貸借対照表の次に掲げる勘定に計上されるもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものとする。

一　預金勘定又は預け金勘定

二　債券貸借取引支払保証金勘定

三　買入手形勘定

四　買入金銭債権勘定

五　商品有価証券勘定

六　金銭の信託勘定

七　有価証券勘定のうち金融債勘定、短期社債勘定、社債勘定、外国証券勘定（外国法人の発行する株式等として計上されるものを除く。）、受益証券勘定又は投資証券勘定

八　外国為替勘定

九　その他の信用事業資産勘定又はその他資産勘定のうち次に掲げる勘定

イ　金融商品等差入担保金勘定

ロ　リース投資資産勘定（法第十条第二十三項第一号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）

ハ　先物取引差入証拠金勘定

ニ　先物取引差金勘定

ホ　その他の資産勘定（先物取引差入証拠金及び先物取引差金として計上されるものに限る。）

第十六条第五項を削る。

第十七条第一項中「算出される信用の供与等」の下に「（銀行その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者に対する信用の供与等のうち債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）」を加え、同項第二号イ中「担保を徴求して行う」を「される」に改め、「のうち当該担保の額」を削り、同号ロ中「国税若しくは」を「国税又は」に、「、延納」を「又は延納」に、「担保又は国若しくは政府関係機関との取引上の担保として行う債務の」を「担保等についてする」に改め、同号ハ中「裏書き」を「裏書」に改め、同項第三号中「株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。第五十一条の二において「財務諸表規則」という。）第八